

「出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案」に係る意見募集  
について

令和3年10月12日  
出入国在留管理庁

出入国在留管理庁では、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号）附則第15条により出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第5条第1項第8号が改正されたことに伴い、出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和56年法務省令第54号）に定める各種別記様式の改正案を作成しました。

つきましては、本件について、下記の要領により広く御意見を募集いたします。

意見募集要領

1 意見募集対象

外国人入国記録等の様式改正案

2 意見募集期間

令和3年10月12日（火）～令和3年11月10日（水）（必着）

※ 郵送の場合も、募集期間内の必着とします。

3 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話による御意見は受け付けておりませんので御了承ください。

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合

電子政府の総合窓口（e-Gov）（<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>）内の本案件に係るパブリックコメントのページから意見提出フォームにアクセスし、必要事項を記入の上、提出してください。

※ 利用可能なOSやブラウザは、電子政府の総合窓口（e-Gov）に準拠します。御使用の環境から提出できない場合は、下記（2）～（4）のいずれかの方法により提出願います。

（2）電子メールの場合

電子メールアドレス：nyukan73@i.moj.go.jp

出入国在留管理庁参事官室 宛て

※ 必ずメール本文にテキスト形式で記載してください。添付ファイルやURL

へのリンクによる御意見は受け付けられません。

※ メールの件名を「パブリックコメント（外国人入国記録等の様式改正）」と  
してください。

(3) 郵送の場合

〒100-8973 東京都千代田区霞が関 1-1-1

出入国在留管理庁参事官室 宛て

※ 封筒に赤字で「パブリックコメント（外国人入国記録等の様式改正）」と記  
載してください。

4 意見の提出上の注意

- 提出していただく御意見は日本語に限ります。
- 上記1の意見募集対象に関するもの以外の御意見は、提出意見として取り扱  
わないことがありますので、あらかじめ御了承願います。
- 個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を  
記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のた  
めに利用します。）。

5 その他

- 提出された御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御  
了承願います。
- 提出された御意見は、氏名、住所、連絡先等の個人情報を除き、また、必要  
に応じて整理又は要約した上で公表します。
- 御意見とともに提出された氏名、住所、連絡先等の個人情報は、本件意見募  
集に関する業務にのみ利用し、それ以外の業務には利用しません。また、当該  
個人情報は、法令に基づく場合を除き、事前に御本人の同意を得ることなく、  
第三者に提供しません。